

特別定額給付金の 申請書類を送付しています

感染拡大防止に留意しつつ、家計への支援を行うための給付金の申請書を発送しています。

● 給付対象者

令和2年4月27日に市の住民基本台帳に記録されている人

● 受給権者

給付対象者の属する世帯の世帯主

● 給付額

給付対象者1人につき10万円

● 申請方法

▽郵送申請方式

市が受給権者宛てに郵送している申請書に振込先口座を記入し、振込先口座の確認書類、本人確認書類の写しを添付して市に郵送。

▽オンライン申請方式

マイナポータルから振込先口座を入力し、振込先口座の通帳など確認書類をアップロードし電子申請。

※世帯主がマイナンバーカードを持っていて、マイナンバーカード読取対応のスマートフォン、またはパソコンとカードリーダーを持っている場合に利用可能。

● 申請期限

郵送申請方式・オンライン申請方式のいずれも8月21日(金)まで

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、可能な限り窓口での申請はご遠慮ください。

● 問い合わせ先

筑紫野市特別定額給付金コールセンター(9時～16時30分)

☎(925)5511

夏休みのプール開放を 中止します

夏休み期間に予定していた、市立小学校のプール開放事業は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止します。

● 問い合わせ先

文化・スポーツ振興課 スポーツ振興担当(生涯学習センター内)

☎(925)4802

市立小中学校の夏休み を短縮します

新型コロナウイルス感染症対策に伴う長期にわたる臨時休校の措置にご協力いただき、ありがとうございます。

このたびの休校により、登校できなかった日数を補完し、授業を着実に実施するため、夏休みを次の期間に短縮します。

● 夏休み期間

8月8日(土)～8月16日(日)

例年に比べると大変短い夏休みとなりますがご協力をお願いします。

● 問い合わせ先 学校教育課

国民健康保険 傷病手当金について

国民健康保険加入者で、給与の支払いを受けている人が、新型コロナウイルス感染症に感染または感染疑いのため会社を休み、給与が支払われなかった場合に、傷病手当金を支給します。

● 対象者(次の全てを満たす人)

・筑紫野市国民健康保険加入者

・勤め先から給与の支払いを受けている

・3日連続して仕事を休み、4日目以降も休んだ日がある

・新型コロナウイルスに感染、または発熱などの症状があり感染が疑われた場合に、その療養のために労務に服することができず、給与の全部または一部を受け取ることができなかった人

● 支給期間 労務に服することができなくなった日から起算して、連続した3日間を経過した日(4日目)から労務に服することができない期間のうち就労を予定していた日

● 支給額 一日当たりの支給額×支給対象となる日数

※一日当たりの支給額＝直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額÷就労日数×2/3

● 適用期間 令和2年1月1日から9月30日まで(入院が継続する場合などは最長1年6カ月まで)

● 申請方法 申請は国民健康保険傷病手当金支給申請書の記入と事業主や医療機関による証明が必要です。

申請書は窓口のほか、市ホームページからダウンロードできます。

● 問い合わせ先 国保年金課国保担当

新型コロナウイルス感染症に関する主な支援情報をお知らせします

新型コロナウイルス感染症(以下、感染症)に伴う、市・県・国の支援情報を掲載します。
掲載している情報は5月15日時点のものです。詳細は、市ホームページで確認するか、各問い合わせ先にお問い合わせください。

筑紫野市新型コロナウイルス感染症緊急支援策

各施策の概要を掲載します。詳細は各問い合わせ先にご確認ください。

中小企業等緊急支援金

感染症の影響を受け、事業収入が前年同月比で30%以上減少した中小企業などに対して、支援金を支給します。

- 対象 国の持続化給付金または福岡県の持続化緊急支援金のいずれかを受給しており、市内に本店を有する事業者
- 給付額 定額10万円
- 申請方法 市ホームページから必要書類をダウンロードし、郵送により申請
- 申請期限 令和3年2月15日まで
- 問い合わせ先 商工観光課

雇用調整推進奨励金

●対象 国の雇用調整助成金などの支給を受けた企業で、休業手当を支給し、従業員の雇用を維持した中小企業に、申請に要した事務費用などを支援

- 給付額 1事業所当たり定額10万円
- 申請方法 市ホームページから必要書類をダウンロードし、郵送により申請
- 申請期限 令和3年2月15日まで
- 問い合わせ先 商工観光課

ひとり親世帯への特別給付金

生活を支援するため、特別給付金を支給します。

※児童扶養手当受給資格者世帯への追加給付

- 対象 児童扶養手当を受給するひとり親世帯
- 給付額 対象児童一人当たり5,000円
- 問い合わせ先 子育て支援課

児童・生徒への図書カード支給

児童、生徒の家庭学習を支援するため、図書カードを支給します。

- 対象 市内の小・中学生
- 図書カード額面 児童・生徒1人あたり2,000円分
- 問い合わせ先 学校教育課

高齢者施設等従事者特別支援金

重症化リスクが高いといわれる高齢者の身近で介護を行う介護サービス事業者に対して、感染症予防対策を支援するため、給付金を支給します。

- 対象 市内の介護サービス事業者
- 給付額 1施設(事業所)当たり定額10万円
- 問い合わせ先 高齢者支援課

福岡県の主な支援策

持続化緊急支援金

感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で30%以上50%未満減少している事業者に給付されます。(国「持続化給付金」の対象とならない事業者)

※対象、申請要件、必要書類など詳しくは問い合わせるかホームページを確認してください。

- 対象 中堅・中小法人、個人事業者。また、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人
- 給付額 法人は50万円、個人事業者は25万円(昨年1年間の売上からの減少分を上限)

- 申請方法 インターネット上での申請を基本
- 申請期限 緊急事態解除宣言の日の翌月末まで(最長令和3年1月15日)

●福岡県持続化緊急支援金ページ

<https://www.kinkyushienkin.pref.fukuoka.lg.jp/>

- 問い合わせ先 福岡県持続化緊急支援金相談窓口(平日9時~17時) ☎0570(094)894



福岡県の^{おも}主な^{しえんさく}支援策

制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」

感染症の影響を受けている個人事業主を含む中小・小規模事業者に対し、3年間実質無利子・無担保・保証料ゼロの県の制度融資「新型コロナウイルス感染症対応資金」による資金繰り支援を実施。

●対象 市で、セーフティネット保証4号、危機関連保証、セーフティネット保証5号のいずれかの認定を受けた事業者

●融資限度額 3,000万円

●申込先 福岡県指定金融機関、または筑紫野市商工会 ☎(9 2 2) 2 3 6 1 (平日9時～17時)

制度融資「緊急経済対策資金」

感染症の影響を受けている個人事業主を含む中小・小規模事業者に対し、資金繰り支援を実施。

●対象 市で、セーフティネット保証4号、危機関連保証、セーフティネット保証5号のいずれかの認定を受けた事業者

●融資限度額 1億円以内

●申込先 福岡県指定金融機関、または筑紫野市商工会 ☎(9 2 2) 2 3 6 1 (平日9時～17時)

中小企業経営革新実行支援補助金

感染症の拡大に伴う経営環境の変化に対応するため、新たな取り組み(経営革新)にチャレンジする中小企業に、新規事業に必要な経費を補助します。

●対象 福岡県内の中小企業者で、経営革新計画の承認を受けていること、感染症の影響で売上高が減少していること、などの要件を満たすもの。

期間、対象事業、経費など、詳しくは問い合わせるかホームページを確認してください。

●補助率 対象経費の4分の3以内

●補助金額 上限50万円

●問い合わせ先 県新事業支援課

☎(6 4 3) 3 4 4 9 (平日9時～17時)



■相談

●経営に関する相談

福岡県経営相談窓口 ☎0 1 2 0 (5 6 7) 1 7 9

●解雇や休業などについて

▽厚生労働省福岡労働局 ☎(4 1 1) 4 7 6 4

▽福岡県特別労働相談窓口 ☎(7 3 5) 6 1 4 9

●経営や資金繰り支援について

▽県中小企業振興課 ☎(6 4 3) 3 4 2 4

▽県福岡中小企業振興事務所 ☎(6 2 2) 1 0 4 0

●筑紫野市暮らしの困りごと相談 失業や不安定な収入、借金などのさまざまな理由で経済的に困っている人や、生活していく上での悩みや困りごとを抱えている人を対象にした相談・支援窓口です。

暮らしの困りごと相談窓口(市役所2階保護課窓口) ☎(9 2 3) 1 1 1 1

■税金などの猶予・減免

収入が減少したことにより、国・県・市税等の猶予・減免を受けられる場合があります。対象、手続きなど各窓口にお問い合わせください。

●国税の納付の猶予制度 福岡国税局猶予相談センター ☎0 1 2 0 (7 8) 2 5 3 8

●県税の徴収猶予の特例 筑紫県税事務所 ☎(5 1 3) 5 5 7 8

●固定資産税について 市税務課固定資産税担当 (対象は中小事業者など)

●国民健康保険税について 市国保年金課国保担当

●後期高齢者医療保険料について

市国保年金課医療年金担当

●介護保険料について

市高齢者支援課介護保険担当

●市税等の納付相談 市収納課

●年金保険料について

▽厚生年金保険料等の猶予、猶予制度の特例

南福岡年金事務所 ☎(5 5 2) 6 1 1 2

▽国民年金保険料免除

ねんきん加入者ダイヤル ☎0 5 7 0 (0 0 3)

0 0 4 または市国保年金課医療年金担当

国の^{おも}主な^{しえんさく}支援策

持続化給付金

感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者に給付されます。

※対象、給付額など、詳しくは問い合わせるかホームページを確認してください。

●対象 中堅・中小法人、個人事業者。また、医療法人、農業法人、NPO法人など、会社以外の法人

●給付額 中小法人等は上限200万円、個人事業者等は上限100万円(昨年1年間の売上からの減少分を上限)

●申請方法 インターネット上での申請を基本

●申請期限 令和3年1月15日まで

●問い合わせ先 持続化給付金事業コールセンター(8時30分~19時、5・6月は土・日曜日
も可) ☎0120(115)570

●🌐 <https://www.jizokuka-kyufu.jp/>



緊急小口資金・総合支援資金特例貸付

▽緊急小口資金(主に休業した人向け)

生計の維持が困難となった場合の少額の費用の貸付を行います。

▽総合支援資金(主に失業した人向け)

生活再建までに必要な費用の貸付を行います。

ともに詳しくはお問い合わせください。

●対象 休業等により収入の減少があり、生計維持のため貸付を必要とする世帯

●問い合わせ先 相談コールセンター(9時~21時、土・日曜日可)☎0120(46)1999

●申し込み先 筑紫野市社会福祉協議会(平日9時~17時)☎(920)8008

雇用調整助成金

●対象 感染症の影響により、事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者の雇用の維持を図るために労使間の協定に基づき雇用調整を実施する事業主

●問い合わせ先

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター(9時~21時、土・日曜日可)

☎0120(60)3999

子育て世代臨時特別給付金

子育て世帯の生活を支援するため、児童手当を受給する世帯に対し臨時特別給付金を支給します。

●対象 令和2年4月分(3月分を含む)の児童手当の受給者

※対象児童は、令和2年3月31日までに生まれた児童で、令和2年3月まで中学生だった児童(新高校1年生)も含まれます。

●給付額 対象児童1人あたり1万円

※令和2年3月31日時点での居住市町村から支給

●問い合わせ先 市子育て支援課

住居確保給付金

家賃の支払いに困り、住居を失うおそれが生じている人に、一定期間、家賃相当額を大家さんに支給します。給付要件があります。詳しくはお問い合わせください。

●対象 次の①・②のいずれかの世帯主

①離職・廃業から2年以内の人

②休業などにより収入が減少し、離職などと同程度の状況にある人

●問い合わせ先 筑紫野市暮らしの困りごと相談

☎(923)1111

小学校休業等対応助成金・支援金

●対象

▽小学校臨時休業等対応助成金

小学校などの臨時休校に伴い、子どもの世話を保護者としてするために、労働者に有給休暇を取得させた事業主に助成。

▽小学校臨時休業等対応支援金

小学校などの臨時休校に伴い、子どもの世話をを行うために、契約した仕事ができなくなった個人で仕事をする保護者を支援。

ともに、対象、支給要件、申請手続きなど詳しくはお問い合わせください。

●申請期限 ともに令和2年9月30日まで

●問い合わせ先

学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター(9時~21時、土・日曜日可)

☎0120(60)3999